

パブリックコメントを踏まえた基本指針案の修正について

第10次基本指針(パブコメ後の修正案)		第10次基本指針(パブコメ案)	
目次	目次	目次	目次
I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項	I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項	I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項	I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項
第1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する基本的な考え方	第1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する基本的な考え方	第1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する基本的な考え方	第1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する基本的な考え方
第2 鳥獣保護事業の推進	第2 鳥獣保護事業の推進	第2 鳥獣保護事業の推進	第2 鳥獣保護事業の推進
第3 鳥獣保護事業のきめ細かな実施	第3 鳥獣保護事業のきめ細かな実施	第3 鳥獣保護事業のきめ細かな実施	第3 鳥獣保護事業のきめ細かな実施
第4 鳥獣保護事業の推進及び管理	第4 鳥獣保護事業の推進及び管理	第4 鳥獣保護事業の推進及び管理	第4 鳥獣保護事業の推進及び管理
第5 鳥獣保護事業の適正化	第5 鳥獣保護事業の適正化	第5 鳥獣保護事業の適正化	第5 鳥獣保護事業の適正化
第6 鳥獣保護事業の取扱い	第6 鳥獣保護事業の取扱い	第6 鳥獣保護事業の取扱い	第6 鳥獣保護事業の取扱い
第7 鳥獣保護事業の取扱いの防止	第7 鳥獣保護事業の取扱いの防止	第7 鳥獣保護事業の取扱いの防止	第7 鳥獣保護事業の取扱いの防止
第8 鳥獣保護事業の取扱いの推進	第8 鳥獣保護事業の取扱いの推進	第8 鳥獣保護事業の取扱いの推進	第8 鳥獣保護事業の取扱いの推進
第9 鳥獣保護事業の取扱いの防止	第9 鳥獣保護事業の取扱いの防止	第9 鳥獣保護事業の取扱いの防止	第9 鳥獣保護事業の取扱いの防止
第10 鳥獣保護事業の取扱いの推進	第10 鳥獣保護事業の取扱いの推進	第10 鳥獣保護事業の取扱いの推進	第10 鳥獣保護事業の取扱いの推進
II 鳥獣保護事業の適正化	II 鳥獣保護事業の適正化	II 鳥獣保護事業の適正化	II 鳥獣保護事業の適正化
第1 鳥獣保護事業の適正化	第1 鳥獣保護事業の適正化	第1 鳥獣保護事業の適正化	第1 鳥獣保護事業の適正化
第2 鳥獣保護事業の適正化	第2 鳥獣保護事業の適正化	第2 鳥獣保護事業の適正化	第2 鳥獣保護事業の適正化
第3 鳥獣保護事業の適正化	第3 鳥獣保護事業の適正化	第3 鳥獣保護事業の適正化	第3 鳥獣保護事業の適正化
第4 鳥獣保護事業の適正化	第4 鳥獣保護事業の適正化	第4 鳥獣保護事業の適正化	第4 鳥獣保護事業の適正化
第5 鳥獣保護事業の適正化	第5 鳥獣保護事業の適正化	第5 鳥獣保護事業の適正化	第5 鳥獣保護事業の適正化
第6 鳥獣保護事業の適正化	第6 鳥獣保護事業の適正化	第6 鳥獣保護事業の適正化	第6 鳥獣保護事業の適正化
第7 鳥獣保護事業の適正化	第7 鳥獣保護事業の適正化	第7 鳥獣保護事業の適正化	第7 鳥獣保護事業の適正化
第8 鳥獣保護事業の適正化	第8 鳥獣保護事業の適正化	第8 鳥獣保護事業の適正化	第8 鳥獣保護事業の適正化
第9 鳥獣保護事業の適正化	第9 鳥獣保護事業の適正化	第9 鳥獣保護事業の適正化	第9 鳥獣保護事業の適正化
第10 鳥獣保護事業の適正化	第10 鳥獣保護事業の適正化	第10 鳥獣保護事業の適正化	第10 鳥獣保護事業の適正化

第十一	関係主体の役割の明確化と連携
1	関係主体ごとの役割
2	関係主体の連携
第十二	その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項
1	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣
2	輸入鳥の取扱の適正化
3	国の鳥獣捕獲許可の許可基準
II	鳥獣保護事業計画の作成に関する事項
第一	鳥獣保護事業計画の計画期間
第二	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
1	鳥獣保護区指定の目的と意義
2	鳥獣保護区指定の方針
3	鳥獣保護区指定区分及び指定基準
4	特別保護地区の指定
5	特別保護指定区域
6	休猟区の指定
7	鳥獣保護区の整備等
第三	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項
1	鳥獣の人工増殖
2	放鳥獣等
第四	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
1	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定
2	学術研究を目的とする場合
3	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合
4	特定計画に基づく数の調整を目的とする場合
5	その他特別の事由の場合
第五	特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項
1	特定猟具使用禁止区域
2	特定猟具使用制限区域
3	猟区
第六	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項
1	計画作成の目的
2	対象鳥獣
3	計画期間
4	対象地域
5	保護管理の目標
6	保護管理事業

7	計画の記載項目及び様式
8	計画の作成及び実行手続
9	計画の見直し
10	計画の実行体制の整備
第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	
1	鳥獣保護対策調査
2	鳥獣保護区等の指定・管理等調査
3	狩猟対策調査
4	生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼす鳥獣に係る対策調査
第八 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項	
1	鳥獣の保護思想についての普及等
2	野鳥の森等の整備
3	愛鳥モデル校の指定
4	安易な餌付けの防止
5	法令の普及徹底
第九 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項	
1	鳥獣行政担当職員
2	鳥獣保護員
3	保護管理の担い手の育成
4	鳥獣保護センター等の設置
5	取組み
6	必要な財源の確保
第十 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項	
1	鳥獣をめぐる現状と課題
2	鳥獣の区分と保護管理の考え方
3	地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱
4	狩猟の適正管理
5	指定猟法禁止区域
6	鳥類の飼養の適正化
7	販売禁止鳥獣等
8	傷病鳥獣救護の基本的な対応
9	人獣共通感染症への対応

I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項	
第一	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する基本的な考え方
1	基本的な考え方
鳥獣は、人間の生存の基盤となつていて自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、国民の生活環境を保持・改善するうえで欠くことのできない役割を果たしている	

すものである。我が国は、高度に経済が発達しながらも多様な鳥獣が生息しており、このようなか中で人と鳥獣との適切な関係を構築し、生物の多様性を維持していくことは世界に対して誇りうるものである。

しかし、今日、種又は地域によっては全国的又は地域的に生息分布の減少や消滅が進行している一方で、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が深刻な状況にあることから、これら鳥獣の個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の保護管理が必要となっている。

また、狩猟は、単に資源利用としての捕獲という側面だけでなく、鳥獣の個体数調整の手段として、鳥獣による被害の未然防止に資する役割を果たしているが、狩猟者の減少や高齢化が進行し、狩猟者の育成・確保とともに、猟具の使用による危険の予防等の狩猟の適正化を図ることも求められている。

こうした状況の下、鳥獣保護事業は、国際的、全国的、地域的それぞれ視点で関係者間の合意形成を図りながら、地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業又は生態系への被害の防止という鳥獣保護管理の考え方を基本として実施するものとする。

また、鳥獣の保護管理は、原因と結果の関係等が必ずしも明らかでない自然界を取扱うものであることを踏まえ、その不確実性を補うための順応的な管理や多様な主体の参加と連携を通じ、鳥獣保護区の管理や特定鳥獣保護管理計画(以下「特定計画」という。)の実施等を更進し、生物多様性の確保及び生活環境の保全、さらには農林水産業の健全な発展に寄与するとともに、これらを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展を目指すこととする。

2 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

(1) 鳥獣保護管理

イノシシ、シカ、サル等の一部の大型哺乳類の生息分布が全国的に見て拡大傾向にあり、鳥獣による生態系や農林水産業等への被害が依然として深刻な状況にある。一方で、地域的に絶滅のおそれのある鳥獣や、孤立した鳥獣の地域個体群も存在している。

このような状況の中で、特定計画が42都道府県で80計画(平成18年9月現在)が作成され、科学的・計画的な鳥獣保護管理が進展しているが、シカでは生息分布域の大部分で特定計画が作成されている一方で、イノシシ及びサルでは生息分布域に比して作成件数が少ないなど、種によって差が生じている。特定計画の

果たすものである。高度に経済が発達しながらも多様な鳥獣が生息しており、このようなか中で人と鳥獣との適切な関係を構築し、生物の多様性を維持していくことは世界に対して誇りうるものである。

しかし、今日、種又は地域によっては全国的又は地域的に生息分布の減少や消滅が進行している一方で、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が深刻な状況にあることから、これら鳥獣の個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の保護管理が必要となっている。

また、狩猟は、単に資源利用としての捕獲という側面だけでなく、鳥獣の個体数調整の手段として、鳥獣による被害の未然防止に資する役割を果たしているが、狩猟者の減少や高齢化が進行し、狩猟者の育成・確保とともに、猟具の使用による危険の予防等の狩猟の適正化を図ることも求められている。

こうした状況の下、鳥獣保護事業は、国際的、全国的、地域的それぞれ視点で関係者間の合意形成を図りながら、地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業又は生態系への被害の防止という鳥獣保護管理の考え方を基本として実施するものとする。

2 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

(1) 鳥獣保護管理

イノシシ、シカ、サル等の一部の大型哺乳類の生息分布が全国的に見て拡大傾向にあり、鳥獣による生態系や農林水産業等への被害が依然として深刻な状況にある。一方で、地域的に絶滅のおそれのある鳥獣や、孤立した鳥獣の地域個体群も存在している。

このような状況の中で、特定計画が42都道府県で80計画(平成18年9月現在)が作成され、科学的・計画的な鳥獣保護管理が進展しているが、シカでは生息分布域の大部分で特定計画が作成されている一方で、イノシシ及びサルでは生息分布域に比して作成件数が少ないなど、種によって差が生じている。特定計画の達

年価、個理、息、主、鳥、たへ
評られ、管生保、るの
後の見は、行、関て、あも
成とがて進理、加で、な
作果って管下、の確
、い効たい数、の。も
のては当つ体定、る。
のい又にに個設、あり
もづい施況、標、より
る近な実状め、目要、し
なにきの面成、た、を、
異標で面達、の切、を、
は目価計、こ、対上、
向りは評定、い、て、こ、
傾よは、特、なる、い、る、
て時、で、い、あ、つ、
つ成階、で、い、あ、つ、
よ、作、段、方、に、を、
種は、現、一、さ、課、題、策、に、
は、が、の、除、な、い、う、え、
、で、が、る、が、の、等、防、界、を、
は、画、る、あ、設、い、害、合、然、
て、計、あ、も、標、な、い、被、自、
いるに価目、い、び、は、実、
つ、い、向、評、の、て、及、し、
に、て、傾、の、整、理、携、管、
況、經、ると、調、わ、ね、が、
状、を、ない、数、行、境、が、
成、数、とな、る、体、が、環、
、と、な、る、体、が、環、

[illegible]

(2) 鳥獸保護區

重定を、の
的指等た、の
国際府化環境
道深刻。息
て都のいる、生
し、等てり、
等と方害つお
等一被なて
地る業とじ
息い庭向生
生して水傾も
のし林の化
鳥加農の悪
り増るばの
渡がよ横境
は数に環る。
つ一定は生し
に指一定は生
区する指区性
護係つは護要
保にでは保必
獣等区年獣を
鳥地護近鳥
定湿保に鳥
指な獣景を
国要鳥背一
改

(3) 鳥獸保護員

鳥獣保護法に基づき、鳥獣の保護及び管理並びに害の防止を図るものとする。

(4) 狩獵

手傾な
い少切
担減切
のにつ
もにつ
もとつ
とと図
後化を
今齡上
、高向
り、の
ては、
しい専
たつる
果にす
を者に
割猟必
役狩理
なる管
重要と
重に保
にれ、
理さ鳥
管待を
護期、
保あ、
てし、
鳥と向
人上

(5) 国際的な取組の状況

渡り鳥やその生息地等の保護を図るため、我が国は、米、

